

第 1 回 米の農産物検査等検討会

米の農産物検査等検討会資料
(参考資料)

平成 1 8 年 1 0 月 6 日
農林水産省総合食料局

(参考 1) 平成16年産米の農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果

プレスリリース

平成17年7月8日
農 林 水 産 省

平成16年産米の農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果について

農産物検査の業務は、平成13年度から5年間で国から民間の登録検査機関に移行することとしており、平成16年産うるち米の検査数量445万トンのうち428万トン(96.2%)が民間の登録検査機関により実施されている。

この農産物検査の品種鑑定については、現在農産物検査員が玄米を目視することにより実施されているが、農産物検査の実施について、より一層の信頼性を確保するための基礎的データ収集のために、今回DNA分析による品種判別調査を実施した。

(ポイント)

登録検査機関が16年産米の産地品種銘柄の銘柄証明を行った受検品のうち、16,989点の産地品種銘柄の証明について、DNA分析による品種判別を行った。

(1) この結果、異品種の混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明と今回のDNA分析が完全に一致したものは、16,660点(98.1%)であった。

(2) 329点(1.9%)については、DNA分析により、異品種の混入等が認められた。

連絡先：総合食料局 食糧部
消費流通課 農産物検査班
電 話：03-3502-8111(内線5790,5791)
直 通：03-3501-3790
担 当：江渡、庄司

調査結果

1 対象品種

作付面積(15年産)上位20品種

コシヒカリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、あきたこまち、きらら397、
キヌヒカリ、はえぬき、ほしのゆめ、つがるロマン、ササニシキ、
ゆめあかり、日本晴、ハナエチゼン、夢つくし、あいちのかおり、
むつほまれ、あさひの夢、ななつぼし、ハツシモ及びふさおとめ

2 概 要

(1) 産地段階における農産物検査時点で、別途DNA分析による品種判別調査を行ったところ、異品種混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明と完全に一致したものは、16,989点中16,660点(98.1%)であった。(表1)

表1 DNA分析による品種判別調査結果

異品種の混入が認められなかったもの	16,660点 (98.1%)
異品種の混入等が認められたもの	329点 (1.9%)
合 計	16,989点 (100.0%)

(注) 農産物検査の銘柄鑑定は、一定の技術水準を有する民間の農産物検査員が玄米を目視すること等により実施している。

(2) DNA分析により異品種の混入等が認められた329点(1.9%)について、その混入等の状況は以下のとおり。(表2)

表2 異品種の混入程度等

異品種混入12%以下(25粒中3粒以下)	174点 (52.9%)	<1.0%>
異品種混入24%以下(25粒中6粒以下)	54点 (16.4%)	<0.3%>
異品種混入36%以下(25粒中9粒以下)	28点 (8.5%)	<0.2%>
異品種混入48%以下(25粒中12粒以下)	10点 (3.0%)	<0.1%>
異品種混入60%以下(25粒中15粒以下)	8点 (2.4%)	<0.0%>
異品種混入72%以下(25粒中18粒以下)	9点 (2.7%)	<0.1%>
異品種混入84%以下(25粒中21粒以下)	6点 (1.8%)	<0.0%>
異品種混入84%を超えるもの	13点 (4.0%)	<0.1%>
品種名誤記入又は品種の取違えによるもの	27点 (8.2%)	<0.2%>
合 計	329点 (100.0%)	<1.9%>

(3) なお、17年産米についても、同様の品種判別調査を行うこととしている。

(参考 2) 平成17年産米の農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果

プレスリリース

平成18年7月21日
農 林 水 産 省

平成17年産米農産物検査のDNA分析による品種判別調査結果について

農産物検査（年産、等級、産地品種銘柄）は、①米の規格取引の根拠、②JAS法に基づく米の品質表示基準の根拠となっている。

農産物検査の業務は、平成13年度から5年間で国から民間の登録検査機関に移行することとしており、移行期間の最終年度となる平成17年産うるち米の検査については、494万トン（全検査数量の99.97%（平成18年6月末日現在））が民間の登録検査機関により実施されている。

農産物検査における産地品種銘柄の証明については、一定の検査技術を有する民間の農産物検査員が、品種関連情報をもとに玄米を目視鑑定することにより実施されているが、農産物検査の実施について、より一層の信頼性を確保するための基礎的データ収集を目的として昨年に引き続きDNA分析による品種判別調査を実施した。

(ポイント)

登録検査機関が17年産米の産地品種銘柄の証明を行った受検品のうち、16,443点について、DNA分析による品種判別を行った。

(1) この結果、異品種の混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明とDNA分析が完全に一致したものは、16,312点で調査点数に占める割合は、99.2%であった。

(2) 131点（0.8%）については、DNA分析により、異品種の混入等が認められた。

連絡先：総合食料局 食糧部
消費流通課 農産物検査班
担 当：江渡、荻島、阿部
電 話：03-3502-8111（内線5827, 5790, 5791）
直 通：03-3501-3790（夜間直通）
当資料のホームページ掲載先URL
<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

調査結果

1 対象品種

前年（平成16年）産作付面積上位品種のうち、価格形成センターでの取引価格が平均を超える8品種に加え、全国調査の観点から北海道産きさら397、青森県産つがるロマンを含めた10品種とした。

〔コシヒカリ、ひとめぼれ、ヒノヒカリ、あきたこまち、きさら397、はえぬき、つがるロマン、ササニシキ、ハナエチゼン及び夢つくし〕

2 概 要

(1) 産地段階における農産物検査時点で、別途DNA分析による品種判別調査を行ったところ、異品種混入が全く認められず、民間の登録検査機関による農産物検査証明と完全に一致したものは、16,443点中16,312点（99.2%）であった。（表1）

表1 DNA分析による品種判別調査結果

	平成17年産	(参考) 平成16年産
異品種の混入が認められなかったもの	16,312点 (99.2%)	16,660点 (98.1%)
異品種の混入等が認められたもの	131点 (0.8%)	329点 (1.9%)
合 計	16,443点 (100.0%)	16,989点 (100.0%)

(注1) 農産物検査の銘柄鑑定は、一定の技術水準を有する民間の農産物検査員が玄米を目視すること等により実施している。

(注2) なお、平成16年産調査は、調査対象前年産（平成15年産）の作付面積上位20品種を対象としており、単純な比較はできない。

(2) DNA分析により異品種の混入等が認められた131点（0.8%）については、登録検査機関を指導し、銘柄証明を是正した。
この異品種粒の混入程度は以下のとおりである。（表2）

表2 異品種の混入程度

25粒中に混入する異品種の粒数	異品種の混入等が認められた点数
1粒 ～ 3粒 (4%～12%)	59点 (0.4%)
4粒 ～ 6粒 (16%～24%)	29点 (0.2%)
7粒 ～ 9粒 (28%～36%)	7点 (0.0%)
10粒 ～ 12粒 (40%～48%)	6点 (0.0%)
13粒 ～ 15粒 (52%～60%)	6点 (0.0%)
16粒 ～ 18粒 (64%～72%)	5点 (0.0%)
19粒 ～ 21粒 (76%～84%)	3点 (0.0%)
22粒 ～ 24粒 (88%～96%)	0点 (- %)
品種名誤記入又は品種の取違え (100%)	16点 (0.1%)
合 計	131点 (0.8%)

(3) 地域別及び品種別の状況

平成17年産米の各地域別、品種別調査点数及びDNA分析による異品種の混入等の状況は、以下のとおりである。(表3-1、表3-2)

表3-1 地域別の状況

地域別及び主な品種別	調査点数	異品種の混入等が認められたもの
北海道	568点	14点 (2.5%)
きらら397	568点	14点 (2.5%)
東北	6,341点	62点 (1.0%)
つがるロマン	550点	6点 (1.1%)
はえぬき	930点	6点 (0.6%)
あきたこまち	1,956点	18点 (0.9%)
ササニシキ	141点	3点 (2.1%)
ひとめぼれ	1,804点	22点 (1.2%)
コシヒカリ	960点	7点 (0.7%)
関東	3,102点	20点 (0.6%)
あきたこまち	344点	6点 (1.7%)
ひとめぼれ	131点	2点 (1.5%)
コシヒカリ	2,621点	11点 (0.4%)
北陸	3,059点	9点 (0.3%)
ハナエチゼン	109点	0点 (－%)
コシヒカリ	2,895点	6点 (0.2%)
東海	421点	2点 (0.5%)
コシヒカリ	372点	0点 (－%)
近畿	502点	4点 (0.8%)
ヒノヒカリ	109点	1点 (0.9%)
コシヒカリ	380点	3点 (0.8%)
中国四国	1,272点	8点 (0.6%)
あきたこまち	104点	3点 (2.9%)
ひとめぼれ	103点	2点 (1.9%)
ヒノヒカリ	325点	2点 (0.6%)
コシヒカリ	729点	1点 (0.1%)
九州及び沖縄	1,178点	12点 (1.0%)
ヒノヒカリ	1,021点	10点 (1.0%)
夢つくし	64点	1点 (1.6%)
コシヒカリ	62点	1点 (1.6%)

(注1) ()内の数値は、調査点数に対する異品種混入点数の比率とする。

(注2) 地域別には、品種別に掲示した以外の品種が含まれている。

表3-2 品種別の状況

	生産地域	調査点数	異品種の混入等が認められたもの
コシヒカリ	東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州	8,019点	29点 (0.4%)
あきたこまち	東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国	2,445点	29点 (1.2%)
ひとめぼれ	東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州・沖縄	2,132点	29点 (1.4%)
ヒノヒカリ	関東、東海、近畿、中国四国、九州	1,462点	14点 (1.0%)
はえぬき	東北、北陸、中国四国、九州	951点	6点 (0.6%)
きらら397	北海道	568点	14点 (2.5%)
つがるロマン	東北	550点	6点 (1.1%)
ササニシキ	東北	141点	3点 (2.1%)
ハナエチゼン	北陸、近畿	111点	0点 (－%)
夢つくし	九州	64点	1点 (1.6%)
合計		16,443点	131点 (0.8%)

(参考3) 玄米及び精米品質表示基準(抄)

平成12年農林水産省告示第515号

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

玄米にあつては「玄米」と、もち精米にあつては「もち精米」と、うるち精米にあつては「うるち精米」又は「精米」と記載すること。ただし、うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が80%以上のものにあつては「胚芽精米」と記載すること。

(2) 原料玄米

原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。

ア 産地、品種及び産年(生産年をいう。以下同じ。)が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明(国産品にあつては、農産物検査法(昭和26年法律第144号)による証明をいい、輸入品にあつては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。)を受けた原料玄米にあつては、産地、品種、産年及び使用割合(原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。))を表示することとし、この場合における産地及び使用割合は、次の各号に規定するところにより記載すること。

(7) 産地

国産品にあつては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあつては原産国名又は原産国名及び一般に知られている地名を記載すること。

(4) 使用割合

「100%」と記載すること。

イ アに規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等原料玄米の産地、品種若しくは産年が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が証明を受けていない旨を記載し、その産地及び使用割合を併記すること。この場合、国産品にあつては「国内産 △△%」と、輸入品にあつては原産国ごとに「〇〇産 △△%」と、国産品及び原産国ごとの使用割合の多い順に記載し、「〇〇」には国名、「△△」には使用割合を表す数字を記載すること(イからエにおいて同じ。))。

ウ イの場合において原料玄米に産地、品種又は産年について証明を受けたもの(以下「証明米」という。)が含まれている場合にあつては、当該証明米についてイの規定による「国内産 △△%」又は「〇〇産 △△%」の表示の次に括弧を付して産地、品種及び産年の3つの表示項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合と併せて記載することができる。なお、この場合において産地はアの(ア)に規定するところにより記載し、次の各号に掲げる場合にあつてはそれぞれ当該各号の定めるところにより記載すること。

(7) 複数の証明米について表示する場合にあつては、当該証明米の使用割合の多い順に記載すること。

(4) 複数の証明米を混合して用いた場合にあつては、当該複数の証明米のうち一部の証明米のみについて表示することができる。

(ウ) 産地、品種及び産年の3つの表示項目の一部を表示する場合にあつては、表示するすべての証明米について表示項目をそろえて記載すること。

エ イの場合において原料玄米に産地、品種及び産年の全部について証明を受けていない原料玄米(以下「未検査米」という。)が含まれている場合にあつては、当該未検査米についてイの規定による「国内産 △△%」又は「〇〇産 △△%」の表示の次に括弧を付して「未検査米 △△%」と記載することができる。

(3)~(4) 略

2 略